

④教育実習及び介護等体験について

■ 教育実習について

教育実習は「教育実践に関する科目」として必修で、実習に係る事前及び事後指導(いずれも講義)並びに中・高等学校で行う実習(中学校免許状は4週間・高等学校免許状は2週間)からなっています。

(1)教育実習日程(予定)

実施日程等、教育学部からの教職免許に関する情報は KULASIS「全学向け共通掲示板」に掲載します。(⑦については9月頃掲示予定)。

下表①～⑦の全てが「教育実習」となるので、いずれも欠席、遅刻及び早退は認められません。

なお、単位認定には、実習終了後、教育実習ノートを教育学部に提出しなければなりません。

	時期	事項
◆ 教育実習参加 前年度		
①	4月中旬	教育実習参加申込説明会
②	8月上旬 中旬 下旬 (申込み7月)	京都市立学校(中学校・高等学校・特別支援学校)教育実習研修会(京都市開催) ※京都市立学校出身者、京都市立学校での特別支援教育実習希望者及び出身校で内諾を得られなかったため本学へ配当を依頼する学生が対象。 この研修会に出席しない場合は、京都市立学校での実習はできない。
③	10月上旬	教育実習参加申込(提出先:所属学部・研究科等教務掛)
◆ 教育実習参加 年度		
④	4月中旬	教育実習オリエンテーション(全体事前指導) (教職実践演習オリエンテーションを含む)
⑤	4月中旬～ 4月下旬	教育実習教科別事前指導
⑥	5月上旬～ 11月下旬	教育実習
⑦	10月中旬～	教育実習教科別事後指導

(2)参加申込資格

次の2項のすべてに該当する者

- 学部4回生、大学院学生または本学の学部卒業の科目等履修生で、教育職員免許状の取得を希望し、教員となる意志のある者。

※中学校免許状取得希望者で、3回生時に実習を行うことの内諾を受けている者は、「教育実習Ⅰ」のみ履修可。

- 下の①～②の科目の単位を修得している者または教育実習参加までに修得見込みの者。

◎ 申請時点で、教科に関する専門的事項以外の「教科及び教職に関する科目」の修得済単位が全くない場合には、実習参加を認めません。

①「教科及び教職に関する科目」

教育実習に参加する前年度までに、下表のとおり8科目以上履修しておくことが望ましい。

ただし、原則として、教育実習に参加する前年度までに「教科教育法」を少なくとも1科目履修して単位

を修得していることを教育実習の履修要件とします。未修得の場合、教育実習に参加できません。

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	必要科目数
①教科及び教科の指導法に関する科目	各教科教育法	1 ※実習までに必修
②教育の基礎的理解に関する科目	教育原理Ⅰ、教育原理Ⅱ、教育人間学概論Ⅰ、教育人間学概論Ⅱ	1
	教職教育論	1
	比較教育学概論Ⅰ、教育行政学概論Ⅱ、教育社会学概論Ⅱ	1
	教育心理学Ⅰ(教育・学校心理学)、教育心理学Ⅱ(教育・学校心理学)、発達科学論(発達心理学)、教育心理学概論Ⅰ、教育心理学概論Ⅱ(学習・言語心理学)	1
	特別支援教育、特別支援教育(障害者・障害児心理学)	1
③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育課程論	1
	道徳教育論(高校免許は不可)	1
	総合的な学習および特別活動の指導法Ⅰ、総合的な学習および特別活動の指導法Ⅱ	
	教育方法論、教育の方法と技術Ⅰ、教育の方法と技術Ⅱ	
	生徒指導と進路指導の理論と方法Ⅰ、生徒指導と進路指導の理論と方法Ⅱ	
教育相談(教育・学校心理学)		

上記の「教科及び教職に関する科目」の必修科目・選択必修科目の他に「人権教育論」「民族と教育」の2科目のうち1科目以上を履修していることが望ましい。

②全学共通科目等

- ◇ 日本国憲法:2単位
- ◇ 体育:3単位以上【講義と実技、両方必要】
- ◇ 外国語コミュニケーション:2単位
- ◇ 情報機器の操作:2単位(学部科目で履修する場合もあり)

※科目名等の詳細については、「③「教科及び教職に関する科目」の単位修得について」の④を参照

■ 介護等体験について

中学校教諭免許状取得希望者については、平成10年度入学者から、特別支援学校で2日間と社会福祉施設等(保育所を除く)で5日間、合計7日間の介護等体験を行うことが義務づけられています。

京都大学では2回生から介護等体験の実施が可能ですが、原則として学生の出身都道府県または京都府で行うことになっています。しかし、都道府県によって所管する教育委員会・

社会福祉協議会の対応が異なり、出身都道府県で実施できない場合もあるので、体験申請時までには教育学研究科教職教務掛へ照会してください。

なお、申請手続きは大学が窓口になり、まとめて行うことになっているので、学生個人では申請できません。

介護等体験についての制度や申請方法等については説明会を実施し、その後申込受付を行います。説明会の開催、申し込み手続き等は掲示で周知するので見落としのないよう注意してください。(4月に同年度後期、10月に翌年度前期に参加希望者を対象に実施しているので、必ず出席しなければなりません。)

特別支援学校教諭の免許状取得希望者で「特別支援教育実習」を行った場合は、改めて「介護等体験2日間」を行う必要はありません。(ただし、学校長に介護等体験証明書の発行が可能であることを事前に確認しておく必要があります。詳細は実習開始前のオリエンテーションで説明します。)